# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せ て秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

### 評価実施機関名

熊本市長

#### 公表日

令和6年9月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務						
②事務の概要	熊本市ふるさと応援寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例の求めがあったときに、寄附金税額控除に係る申告特例の求めを行った者の住所地の市区町村長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を送付する。						
③システムの名称	ふるさと納税doシステム、その他の電子ファイル(Excel)						
2. 特定個人情報ファイル名							
ふるさと応援寄附金ファイル	ふるさと応援寄附金ファイル						
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二十四の項 地方税法 附則 第7条 第5項、第12項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> 「実施しない」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	<b>旦当部署</b>						
①部署	政策局秘書部広報課						
②所属長の役職名	広報課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・記	丁正·利用停止請求						
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 電話番号 096-328-2059						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							

#### Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

- こので、同事的な日							
1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者数	故						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

熊本市 政策局 秘書部 広報課 860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 電話番号 096-328-2043

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	呆護評価	書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 ている。	項目評価	-	点項目評価書	3) 基礎項目	評価書及び重 評価書及び全	項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情	報提供	ネットワークシステム	ムを通じた入			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を. 2)十分であ 3)課題が残	入れている る	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	の委託			[ ]	委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	青報提供ネットワーク	システムを通り	た提供を除く。)	[ ]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分であ 3)課題が残	入れている る	
6. 情報提供ネットワークシス	ステムと	の接続		[ O ]接続しない(入事	F) [O]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を. 2)十分であ. 3)課題が残	入れている る されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を. 2)十分であ。 3)課題が残	入れている る	
7. 特定個人情報の保管・消	法					
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分であ 3)課題が残	入れている る	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ] ל	n部監査 [	〕外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行ってい っている	าล 

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月31日時点		
A 100 F 0 D 4 5 D		令和3年12月1日時点	令和4年12月31日時点		
		政策局総合政策部広報課	政策局秘書部広報課		
	Ⅱ1・2のいつ時点の計数か	令和4年12月31日時点	令和5年7月1日時点		
令和6年1月31日	Ⅱ 1.対象人数 評価対象の事 務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
	Ⅱ1・2のいつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年1月31日時点		
令和6年5月9日	Ⅱ1・2のいつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年8月23日	3. 個人番号の利用	第二条第11項、第十九条第二項別	別表第二十四の項		